平成２７年（フ）第２５３号
川崎市川崎区池上新町３丁目２番２号
破産者　下村　和江
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３４９号
名古屋市北区米が瀬町57番地　サウスウッド201号
破産者　山田　秀樹
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７１号
名古屋市南区明治１丁目22番13号　第２南陽ハイツ409号、従前の住所愛知県日進市藤塚７丁目120番地
破産者　伊藤　悌司
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１３号
名古屋市西区浄心１丁目４番６号、住民票上の住所名古屋市西区十方町11番地　グラン・コート見寄公園501号
破産者　りんぐこと　中島　僚悟
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１５号
兵庫県三木市別所町小林688番地の４
破産者　藤原　康人
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県明石市西明石町４丁目３番24号　ヨーロピアン西明石202号
破産者　中野　充昭
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
徳島県小松島市櫛渕町字大郷領11番地の１（新櫛渕団地Ｋ20号）
破産者　近藤　龍也
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７５号
青森県むつ市川内町川内140番地
破産者　岡田　恒彦
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田７番地３、開始決定時の住所東京都八王子市館町389番地18　ビアンコ・ドラーゴ302号
破産者　坂本　一高
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
神奈川県横浜市瀬谷区北新30番地１　パークサイドＭⅡ103号室、破産手続開始決定時の住所横浜市瀬谷区中屋敷１丁目14番地の14
破産者　高橋　明美
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
静岡県島田市川根町葛籠1210番地の１
破産者　植原　未廣
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６号
静岡県湖西市新居町浜名1554番地
破産者　山田　　泉
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
静岡県湖西市新居町浜名1554番地
破産者　山田かつよ
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
京都市山科区安朱南屋敷町12番地
破産者　京都府和知青少年山の家会こと　川崎　良樹
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７７号
広島市佐伯区八幡東２丁目23番14―902号
破産者　野崎小夜子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３６８号
大阪府貝塚市西町10番10号
破産者　北本商店こと　麻生川修三
1　破産債権の届出期間　平成27年11月25日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午後２時
平成27年10月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
静岡県藤枝市南駿河台１丁目７番２号
破産者　中島　俊和
1　破産債権の届出期間　平成27年11月26日まで
2　一般調査期日　平成28年１月26日午前10時30分
平成27年10月27日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０２７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目１番８―303号、開始決定時大阪市阿倍野区松崎町２丁目４番３号
破産者　吉田　裕子
1　破産債権の届出期間　平成27年11月27日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午後２時
平成27年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部